

## 第1回就労移行事業所アセスメント検討委員会 議事録

【以下、アセスメント委員会】

2014/06/09 15:40～17:30

会場 甲賀保健所 1階大会議室

### ●出席者(敬称略・順不同)

滋賀県庁障害福祉課(橋本)、滋賀県社会就労事業振興センター(城)、甲賀健康福祉事務所(森口)、甲賀市障がい福祉課(関司)、湖南市社会福祉課(岩田)、湖南市発達支援室(古谷)、甲南高等養護学校(宇野)、三雲養護学校(安井)、甲賀地域ネット相談サポートセンター(浦田)、ワークステーション虹(山崎)、さつき作業所(久田)、しあわせ作業所(町田)、ワークセンター紫香楽(滝井、黄瀬)、障がい者雇用・生活支援センター(田中、平井、坂本)

司会進行 ワークステーション虹 山崎所長 (就労支援部会長代理)

### ○昨年 4/4 付の厚生労働省からの通知の概要から

- ・ 就労移行支援事業所でアセスメントを行う。
- ・ 児童のサービスは児童相談所長の通知を経て、障害者とみなす。
- ・ 今年度は経過措置を適用。  
→次回、支給決定時にはアセスメントが必要。
- ・ H27 年度以降は経過措置は適応されない。
- ・ アセスメントは 2 年生で実施する。  
→それぞれの圏域や個別によって変更(適切な時期、望ましい時期)
- ・ 今年度中には各圏域で試行的実施。
- ・ アセスメントの共通マニュアルがある。
- ・ 児童は児童相談所長の通知がないと障害者とみなされないので、児童相談所(中央、彦根)に話をしに行っている。
- ・ 知的障害児と精神障害児に差が生じてきており、精神障害児は児童相談所長の通知は必ずしも必要とされない。
- ・ 放課後等デイサービスとアセスメントを伴う就労移行の利用の両方を利用できるが、両方を同日には利用できない。二重給付になるため。
- ・ 障害児の利用者負担は原則 0 円になる。
- ・ 措置入所児童については、措置費が支払われているため利用できない。GH の体験利用もできないため、検討が必要である。
- ・ H25.3 月で卒業した方の取り扱いや現在、利用されている方については支給決定期間内であれば、利用可能。期間を超える場合にはアセスメントを受ける必要がある。
- ・ 支給決定期間毎にアセスメントを受ける必要があるのか。  
→1 度、受ければその後は必要ない。

- ・児童福祉法には、障害サービスを利用する場合は、市町村に通知することができる書かれており、通知しなければならないとは書かれていない。しかし、障害者総合支援法には、通知がないと障害者とみなされないと書かれている。

#### ○各関係機関より意見交換

- ・市としては障害者としてサービスの支給をするのか、障害児としてサービスの支給をするのか、同時期に違うサービスの決定をしなければならないので不自然に思う。障害者のサービスが終われば、また障害児に戻るのか。一度、障害者とみなしたら障害児には戻れないのか。障害児と障害者では利用者負担の額も変わってくる。  
→市町は利用者負担のこと、相談事業所としてはその度に計画を変えるのかという声があがると思う。こうしなければならないということはないので、どうするかは2通りあると思う。
- ・生活介護かB型かで大きく変わる。学校からこの方は生活介護とお願いするのではなく、その事業所で決めてもらっていることが多い。
- ・アセスメントの期間の定めは3~10日、10日~1ヶ月、最大2ヶ月。
- ・B型が相応しいと判断された場合、B型の利用しかできないのか？  
→B型を利用できる権利を得たと考えてもらえればよい。
- ・事業所としてはどう考えているのか？  
→甲賀市では信楽に2カ所あるのみ。今までは利用者の居場所作りから始めていたが、アセスメントという評価が入ると、評価表から見た結果だけになる。周りの利用者はアセスメントで利用しているかどうかは関係なく、なぜあの人には厳しいのか等の声も上がってくるのではないかと感じる。また、地理的な問題もあり、利用を考えている方のアセスメントに関しては問題ないと思うが、例えば土山の方が甲南の事業所を利用したいとなると、どう組み立てていくか考えていかなければならない。
- ・地理的な問題で関係のない(卒業後の利用を希望しない)事業所でのアセスメントについて、保護者等の理解を得るのが難しいのではないかと感じている。  
→就労に向けたアセスメントということで、説明していく。
- ・アセスメントの場の広がりや進めていけるのか？B型やA型でもできるというモデルケースを進めていけないか？  
→アセスメントができるのか就労移行支援事業所の職員に限る。しかし、場所は就労移行支援事業所でなくても良い。例外として認められるのは、就業・生活支援センター。  
→全ての日程をB型事業所でアセスメントはできない。就労移行支援事業所とB型事業所の両方を使うのは可能。就労移行支援事業所と別のB型事業所でも可。ただし、アセスメントをする職員は就労移行支援事業所の職員でなければならない。B型事業所ならどこへ行ってもできるのかということそうではない。それなりの設備等が必要

となってくる。

- ・学校としては、待てない状況で進めていかなければならない。学校への取り組みに就労移行支援事業所の職員が見に来てアセスメントすることは可能か？  
→場所の決まりはないので可能。学校で行うことのメリットはある。学校での作業場面となると、1人のアセスメント職員に何人もアセスメントをしてもらわなくてはいけなくなる。
- ・アセスメントの評価は就労移行支援事業所ですが、その後、それを基に反省会や協議会を通しての会議等をした方が良いのか？どこで誰が判断するのか？  
→学校での評価とアセスメント職員の評価を合わせて検討していく必要がある。検討会等で検討していくのが望ましい。
- ・卒業後の進路のある程度の振り分けは誰がするのか？  
→学校では高2の夏休みに2回実習をしている。その前に保護者も含めて検討し、就労が良いのか、作業所がよいのかは決めている。
- ・湖南省では現在、就労移行支援事業を継続しているのが、いしべ共働作業所のみのため、いしべ共働作業所が行っていく方向。しかし、来年4月には作業所部会で立ち上げる就労移行支援事業所で最初の定員が少ない時に一定のアセスメントができるのではないかと考えている。
- ・学校では2年生の秋から取り組んでいきたいと思っている。  
→適切な時期もあるので、年度をまたいでも大丈夫なように2年生でアセスメントをするように書かれている。
- ・アセスメントを受けるための認定調査が必要であるが、計画相談事業所が手一杯でなかなかできない状況にある。市としても順番にならできるが、アセスメントの時期に集中して一定期間に何人もとなると難しい。

#### ○今後について

- ・毎月の調整会議(第3火曜 15:30～)後にアセスメント検討委員会を開催する。  
<6/17、7/15、8/19、9/16、10/21、11/18 までは決定>

※添付資料については、6月10日各事業所にFAXまたはメールで配信。雇用・生活支援センターのホームページに掲載。